

学校法人日本医科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

平成27年12月9日
理事長（最高管理責任者）決定
令和3年10月1日改正

学校法人日本医科大学（以下「本法人」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定）等に基づき、本法人における公的研究費の運営・管理を適正に行い、不正を防止するための基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化
 - ・ 公的研究費の運営・管理及び不正防止対策に関する責任体制を明確化し、周知・公表する。
 - ・ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、監事の重要な監査対象として機関全体の観点から確認する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - ・ 公的研究費の使用及び事務処理に関するルールを明確にするとともにコンプライアンス教育を適切に行い、関係者の意識向上を図り、共通理解の下に適正な運営・管理を行う環境・体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
 - ・ 最高管理責任者・監事・防止計画推進部署・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化する。
 - ・ 公的研究費の不正につながる要因（リスク）に対応した不正防止計画を策定する。
 - ・ 日本医科大学及び日本獣医生命科学大学は、不正防止計画に基づき、大学全体の不正防止に関する具体的な対策を策定し、確實かつ継続的に実施する。
4. 情報発信・共有化の推進
 - ・ 本法人並びに日本医科大学及び日本獣医生命科学大学は、この基本方針、不正防止計画及び公的研究費の取扱ルール等をホームページ等に掲載することにより広く情報を発信し、学内外の情報共有に努める。
5. モニタリングの在り方
 - ・ 公的研究費の運営・管理活動をチェックする実効性のあるモニタリング及び内部監査体制を整備する。

以上